

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、各種福祉イベント等において、岐阜県「社協マスコットキャラクター・ともにん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ・ともにん」という。）を活用することにより、岐阜県内の社会福祉協議会のPR及び地域福祉の推進に寄与することを目的とし、着ぐるみ・ともにんの貸し出しについて必要な事項を定める。

(貸出対象行事)

第2条 貸し出し対象行事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 岐阜県内の市町村社会福祉協議会が主催又は共催する行事
- (2) 社会福祉法人、NPO及び福祉団体等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等、公益的な目的で開催される行事
- (4) 上記以外で、岐阜県社会福祉協議会事務局長（以下「管理者」という。）が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の手続き)

第3条 着ぐるみ・ともにんの借り受けを希望する者（以下「借受者希望者」という。）は、あらかじめ電話等で予約をし、着ぐるみ・ともにん使用承認申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、借受を希望する行事の概要が分かる資料を添えて、原則、貸出を希望する日の7日前までに管理者に提出し、承認を得なければならない。

2 申請は、同一申請者につき、同一月において2回までとする。ただし、3回以上使用を希望する場合は、借受を希望する日の10日前までに他の者から貸出の申請がない場合に限り認めるものとする。

3 管理者は、承認に際し条件を付することができる。

(使用の承認)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用承認通知書（第2号様式）により着ぐるみ・ともにんの使用を承認する。

- (1) 借受を希望する行事が、第2条各号のいずれにも該当しないとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき
- (3) 法令に違反し、または公序良俗に反するおそれのあるとき
- (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (5) 着ぐるみ・ともにんのイメージを損なうおそれのあるとき
- (6) 営利目的の活動。ただし、福祉施設等が授産製品を販売する場合や、企業が公益的な目的として行う社会貢献活動はこの限りでない。
- (7) その他、管理者が使用について不相当であると認めたとき

2 管理者は、使用を承認しない場合、使用不承認通知書（第3号様式）により借受け希望者に不承

認を通知する。

(着ぐるみに入る者の制限)

第5条 着ぐるみ・ともにんに入る者は、高校生以上とする。(未成年者は、必ず保護者又は責任者の同意を得ること。)

2 身長は155～170cm程度の人とする。

(貸出方法)

第6条 使用承認を受け、着ぐるみ・ともにんを借り受ける者(以下「借受者」という。)は、管理者から直接受け取り、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。

2 同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。

3 着ぐるみ・ともにんの損傷が大きいなど、原則、貸出ができない状況にあると管理者が判断した場合は、貸出を中止するものとする。

(貸出期間及び申込時間)

第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は延長することができる。また、申込、借受及び返却の日時は、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く平日の9時から17時までとし、それ以外の時間については、管理者と協議する。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 借受者の不注意により、破損・汚損した場合、借受者はその修繕やクリーニング等に係る費用を負担する。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみ・ともにんの使用により、借受者が被った被害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 借受者は、着ぐるみ・ともにんを第三者に転貸してはならない。

2 借受者は、着ぐるみ・ともにんの使用について、別紙の注意事項を遵守して取扱わなければならない。

3 管理者は、借受者が貸出要領に違反したとき、または、その他管理者が不相当と認めたときは、貸出承認を取り消すことができる。

4 その他、この要領に定めのない事項は、借受者と管理者が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」使用承認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長 あて

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」を次のとおり使用したいので、申請します。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
使 用 日 時	年 月 日 午前・午後 時 ～ 午前・午後 時
使 用 場 所	
借 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
借受希望日時	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日時	年 月 日 午前・午後 時
連 絡 先	(担当者) (電 話)

※ 行事の内容がわかるチラシ等がありましたら添付してください。

第2号様式（第4条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・とみにん」使用（変更）承認通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付けで申請のあった岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・とみにん」の使用（変更）については、次のとおり承認します。

なお、岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・とみにん」貸出要領に基づき使用してください。

行 事 名	
使用目的及び 使用 内 容	
使 用 場 所	
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日
承 認 番 号	第 号
使 用 条 件	

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512

第3号様式（第4条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」使用（変更）不承認通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付けで申請のあった岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」の使用（変更）については、次の理由により承認できません。

理由

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512

第4号様式 (第3条関係)

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・ともにん」使用変更承認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長 あて

申請者 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電 話

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

	変更前	変更後
行 事 名		
使用目的及び 使用 内 容		
使 用 日 時		
使 用 場 所		
借 用 期 間		
借受希望日		
返却予定日		
変 更 理 由		
添 付 書 類	変更が確認できる資料等	

第5号様式（第11条関係）

岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・とみにん」使用承認取消書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事務局長



年 月 日付け承認番号第 号で承認した岐阜県「社協マスコットキャラクター 着ぐるみ・とみにん」の使用については、次の理由により使用承認を取り消します。

理由

総務企画部・総務企画担当

電話 058-273-1111

内線 2512